

# 商品概要説明書

## 旅行定期積金「旅でがんす」

### 定期積金＜定額式＞

(平成25年4月1日現在)

商品名	・定期積金＜定額式＞ 愛称：「旅でがんす」
ご利用いただける方	・個人のみ
期間	6か月以上5年以内（60ヶ月）
積立金額	・対象となる各プランの旅行基本代金に基づき、積立金額を旅行基本代金以上に任意設定していただきます。
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。（ボーナス併用可） ・掛込周期は1か月とします。 ・1回あたり1,000円以上 ・1,000円単位
払戻方法	・満期給付金の受取方法を定期積金お申込み時に選択ください。 ①満期給付金額全額を「現金」で受取り希望の場合は、満期日以後に一括してお支払いいたします。 ②満期給付金額（給付補填備金を除く）を「旅行券」で受取り希望の場合は、満期日以後に「旅行券」に引換えて一括してお支払いいたします。 ※給付補填備金は現金でお支払いいたします。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利（約定利回り）は店頭のおよびJA広島市のホームページにてご確認ください。
手数料	—
付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額とともに払い戻します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または金融管理部事務集中課（電話：082-831-5920）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、広島県農業協同組合中央会が設置・運営する広島県JAバンク相談所（電話：082-545-1601）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会（電話：082-225-1600）を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申し出いただくか、上記当JA金融管理部事務集中課または広島県JAバンク相談所にお申し出ください。

<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</li> <li>・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・本定期積金の満期を迎えられた方で、かつ対象となる旅行に参加いただいた方への特典となります。 （旅行に参加できない場合は、通常の満期給付金でのお支払いになります。）</li> <li>①満期給付金額を「現金」受取りで契約の場合、旅行終了後2,000円分の旅行券を進呈いたします。</li> <li>②満期給付金額を「旅行券」に引換えて受取りで契約の場合、旅行終了後3,000円分の旅行券を進呈いたします。</li> </ul>
<p>「ひろしまるぼいんとカード」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用ポイント対象です。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA広島市